

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年3月24日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第7号

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「48万6,000円」を「49万4,000円」に改め、同表副議長の項中「43万5,000円」を「44万2,000円」に改め、同表議員の項中「40万7,000円」を「41万3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。